

公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構（以下「機構」という。）定款第46条の規程に基づき、賛助会員および機構の内部組織である新産業創出交流センター（以下「センター」という。）の新産業創出会員に関する必要な事項を定める。

(会員種別)

第2条 機構における会員種別を以下のように定める。

- (1) 賛助会員は、機構の事業目的に賛同し、理事長の承認を受け、所定の会費を納付する法人とする。
- (2) 新産業創出会員は、センターが実施する事業の目的に賛同し、支援する民間企業、団体、個人を新産業創出会員とする。会員の種別は次のとおりとする。
 - ①企業会員 センターが実施する事業に参画しようとする民間企業
 - ②団体会員 センターが実施する事業に連携・協力を図ろうとする国の機関、地方公共団体、大学、試験研究機関、経済団体その他の団体
 - ③個人会員 センターが実施する事業に連携・協力を図ろうとする個人

(会費)

第3条 各会員の年会費は、次を標準とする。

賛助会員	一口につき	20万円
新産業創出会員（企業会員）	一口につき	5万円
新産業創出会員（団体会員）	一口につき	5万円
新産業創出会員（個人会員）	一口につき	1万円

(会費の使途)

第4条 各会費の使途は、次のとおりとする。

賛助会費	管理費
新産業創出会員費	新産業創出会員事業の事業費

(入会)

第5条 各会員は、入会申込書を提出しなければならない。

(退会)

第6条 各会員が退会するときには、その旨を申し出なければならない。

(委任)

第7条 この規程の実施に必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和61年11月1日から実施する。
- 2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。